

平成25年度第1回 秋田県バリアフリー社会形成審議会 議事録（要旨）

1 日時

平成25年11月18日（月） 13:30～15:30

2 場所

秋田地方総合庁舎4階 第402・403会議室

3 出席者

・委員（50音順、敬称略）

伊藤隆康、遠藤三枝子、加藤正樹、菊地カツ、齊藤靖子、櫻庭慧子、坪井和雄、
三浦亨子、森敦子、湯瀬早百合、渡邊綱一郎、渡辺真季

※15名中12名出席

（参考）欠席された委員：鈴木清隆、照井康晴、丸山岳人

・バリアフリーに関する庁内関係各課

総務課、総合政策課、観光戦略課、長寿社会課、障害福祉課、県民生活課、
農林政策課、産業政策課、建設政策課、道路課、建築住宅課、教育庁総務課

・事務局

佐藤健康福祉部次長、金子福祉政策課長、地域福祉・監査班員

4 議事（●委員の意見及び質疑等、○事務局及び県庁各課からの回答等）

（議事1）平成24年度バリアフリーに関する主な施策実績について

・事務局から説明

- ① 平成24年度に県で実施した施策に関する事項
- ② ①のうち、福祉政策課で実施した施策に関する事項

・施策名「バリアフリー適合証の交付」について

- 「協議件数」が適合証交付の申請件数で、そのうち実際に交付された件数が「適合証交付件数」ということか。

- 「協議件数」とは、不特定多数の方が利用する建築物を新築・改築等する際のバリアフリー条例に基づいた協議件数のことで、適合証の申請件数ではない。条例で定める整備基準に適合していても申請をしなければ適合証が交付されないため、「適合証交付件数」とは整備基準に適合している施設の総数ではない。

(議事2) 秋田県バリアフリー推進賞について

・事務局から説明

① 平成25年度秋田県バリアフリー推進賞について

- 昨年度54施設にバリアフリー適合証を交付しているが、推進賞の施設部門での申込み件数が5件であった。推進賞の周知がされてないことが数字を見て明らかである。実際、県のホームページから推進賞の応募ページまでアクセスしづらいと感じる。周知の方法として、ホームページだけではなく役所や民間の確認検査機関に協力していただき、確認申請の際に一緒に推進賞の紹介をしてはどうか。

- ホームページによる周知になると、ホームページでPRしていることをさらに周知する必要が出てくる、といった課題がある。委員の意見を参考に、裾野の広い周知の方法について今後検討したい。

5 意見交換 (●委員、○事務局及び関係する委員等)

・事務局から説明

パーキング・パーミット制度について

- 「車いす駐車場とめませんキャンペーン」のような広報啓発だけでは十分ではないということで、制度導入についての要望があったのか。
- 制度導入により、不適正利用がより判り易くなり指導しやすくなるとともに、普及啓発にも取り組みやすくなるという考えから、キャンペーン等の普及啓発と併せて制度導入を検討して欲しいという趣旨での要望である。
- 車いすを使用する方や障害者は理解できるが、怪我人や妊婦までを対象とする必要があるのか。申告・申請してまで必要なものなのか。

- 車いす使用者用駐車スペースについては個々人の考えで使用している。NPO法人（あい）では、主に商業施設を中心に車いす使用者用駐車スペース適正利用の広報活動を行っている。商業施設で懸念されているのは、適正利用を促すことで店側のトラブルになってしまうことである。また、活動の中で、適正利用について関心を持っている子どもの姿を見ると、周知されてきていると感じる。

妊婦や怪我人は短期で一時的であるため、制度化するには定義が曖昧であり、県民に受け入れられるのかが疑問である。また、警察でも、駐車禁止区域以外の道路で申請をすれば、障害手帳を持っている方が車を止められる制度があるが、十分に周知されていない。

車いす使用者用駐車スペースについて理解していただき、不適正な利用を減らす目的で始めた駐車場適正利用の広報活動であるが、活動を通し、必ずしも車いす使用者用駐車スペースではなくても、片側に車が停まらない駐車場の角のスペースであれば車いす使用者が乗降に苦労しない十分なスペースが確保できるということが分かった。また、車いす使用者用駐車スペースとは、車いす使用者だけではなく、長い距離を歩くのが困難な方が必要なスペースであるため、その周知について検討していただきたい。

車いす使用者で自ら運転する方は、乗降する片側のスペースを確保できていれば十分であることから、3.5mのスペースのとりかたの見直しも検討してはどうか。既存の形にとらわれない形で両端部分の活用など駐車スペースの確保について考えていただきたい。

- 私の設計事務所では、施設で可能であれば、車いす使用者用駐車スペースに四つ葉マークを置くなど、車いす使用者に限定しない表示をするようにしている。怪我をした方や妊婦など車の乗降に慣れない方が使いやすいようなスペースにすることが大切である。
- 思いやりの気持ちを大事にしたスペースづくりとして、秋田県独自の方法を生み出すことで、新たな取組として全国に広まり評価される取組となるのではないかと。自ら車いすを出し入れして乗降出来なくでも、車いすを出し入れしてくれる人が同乗していれば片側のスペースだけで十分である。
- 車いすで自ら運転できる人は県内にどのくらいいるのか。

- 数字では把握できていないと思うが、事故や先天的な障害により車いすを使用している方は、自ら運転出来る方が多い。高齢者で車いすを使用している方では自ら運転する人は少ないのではないか。

健常者の車いす使用者用駐車スペースの不適正利用は減ってきていると感じる。
- 車いす使用者を乗せて運転している場合に、車いす使用者用駐車スペースに停めることに抵抗があると感じることがあるので、そういった方を対象にした利用証があってもいいのではないか。
- 車いす使用者だけの駐車スペースと言われてしまえば、使う方も使いづらいし、定義が曖昧な中で注意されることで店とのトラブルになる。

以前は「短時間の買い物だから、いいだろう」という気持ちで健常者が車いす使用者用駐車スペースに車を停めていることが多く見受けられた。
- 「車いす使用者専用」というイメージが強いので、そのイメージを変えられるような方法を考えてはどうか。
- 現在の車いす使用者用駐車スペースの定義の緩和を検討したらどうか。
- 適正利用については、周知されてきていると感じる。警備員がいるような大型の施設だと不適正利用はみられなかったが、コンビニ等の小規模な施設だと以前は不適正利用が目立った。現在はあまり見られないので、普及啓発は継続が大事だと感じる。
- 例えば、制度が導入された場合、許可証が無い障害者や妊婦や怪我人なども利用対象者であれば止められるのか。
- このような議論をすること自体が県民の方々に自分たちの問題であると考えて頂く一つの契機になると考えている。

私どもは、様々な障害を抱えている方がいることを理解しているつもりではいるが、例えば外から見ただけでは判断できないような内部障害の方もいらっしゃるという事を含めて、障害について県民の方々に理解を深めていただくことと平行しながら、県民みんなで協力し合える仕組みをどのようにつくっていくのか、という議

論が必要になってくる。そういった意味で本日結論を出すためではなく様々な御意見を出していただいて、それを私たちの議論に役立てたいと考えている。何かポイント等が他にあれば、お聞かせいただきたいと思います。

- 怪我や車いすを使用している方、妊婦等は目でみて判断できるので、車いす使用者用駐車スペースを利用していただいても理解できるが、外からみただけでは判断できない内部障害や精神障害を抱える方にとっては、私たちの目だけでは理解することができずれば、証明するような制度が必要なのかもしれない。

しかし、本当であれば、健常者も障害者ももっと楽な気持ちで生活できないだろうか、という気持ちがある。障害者だから、妊婦だから証明できるものがなければ停めることができないような枠組みの中で生きていかなければならない社会は悲しい。目で見て判らなくても、車いす使用者用駐車スペースを利用する事情があるのかもしれないという気持ちをもてる社会づくりができないか。

- 自家用車だけが全てではなく、バスや電車などでも予約をすれば障害者や高齢者への対応はしっかりしている。公共交通機関の利用を促すような働きかけも大事ではないか。そういうことを知らないために、自家用車に乗っている方がいるのではないか。また、子どもへの社会教育の充実も大事であると考えている。

- 対象が車いす使用者だけではないことが分かるようなマークを表示する必要性を感じる。車いす使用者用駐車スペースを利用できる対象範囲を看板等で表示することで、障害について詳しくない県民の方にも受け入れる気持ちができると思った。

- 以前、陸前高田市の市長とお話する機会があったが、陸前高田市では、バリアフリーの市としてのまちづくりを考えているようだ。健常者も障害者も同じように自由に自然に生活できるまちづくりが、本当のバリアフリーだと感じた。

障害者が健常者に気を遣って生活している姿が見受けられることが情けなく残念に思う。車いす使用者用駐車スペースの不適正利用が改善してきた今だからこそ、子どもへの教育が大事だと感じる。障害のある子どももない子どもも同じ空間で生活できるような環境が大事だと思う。自分自身も、高校時代に聴覚障害を持った生徒と同じクラスで生活した経験があるが、全く問題なく同じように生活できていた。子どもへのこころの教育に力を入れるべきであり、政策の重点・力の注ぎ方を替えてみてはどうか。

- 普段駐車場の使い方についてあまり意識していなかったために、車いす駐車場でなければどこに停めてもいいという感覚で駐車場を利用していたが、片側に車が停まらない駐車スペースであれば、車いす利用者が乗降に苦労しない十分なスペースが確保できることが分かった。幅3.5mのスペースがなくても障害者にとって止めやすい環境づくりが大事だと思った。